



2026年6月29日

会社名 日本ギア工業株式会社
代表者 代表取締役 寺田 治夫
(コード番号 6356 東証スタンダード)
問合せ先責任者 取締役管理部長 林 秀樹
(TEL 03-6363-3170)

内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定について

当社は2026年6月29日開催の第124回定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、同日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」について一部改定の決議を行いましたので、お知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております)

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守はもとより社会倫理に反すること無く業務の適正性を保持することが企業活動を行う上で最も基本的な事項であると考え、社内倫理綱領を制定するとともに、役員、従業員へこれらの企業風土の普及定着化活動に全力を注ぐことといたします。
- ② 社長を委員長とし、取締役、担当部署員をメンバーとする内部統制委員会を設置し、法令遵守、リスク管理等の啓蒙普及に関する基本方針及び施策の総括を行ってまいります。また、内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及び開示委員会を設置して、それぞれ法令遵守、リスク管理及び適時開示につき、具体的な施策を審議いたします。各委員会の決定事項は執行部に対し報告され施策が実施されます。
- ③ 取締役会は毎月1回開催され、代表取締役の業務の執行状況を監督しております。
取締役会には、社外取締役（監査等委員）3名を含む監査等委員が出席し、監査等委員として必要な意見を述べることとなっております。
- ④ 通報者に対する不利益扱いを禁止した内部通報制度を構築し、疑義ある行為の事前チェックや違法行為の摘発及び、健全な事業経営の運営を図ってまいります。
- ⑤ 社長直轄の内部監査部門は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を社長に報告するものいたします。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令及び社内規則の定めるところにより、適正に保存及び管理をいたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制委員会及びその下にあるリスク管理委員会では、リスクに関する規程類等の制定、当社の当面または今後予想されるリスクの評価、及び重要なリスクについての管理に関する施策を検討審議し、体制の整備を行ってまいります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の最高の業務執行決定機関である取締役会は毎月1回、社長の諮問機関である経営会議は毎月1回開催され、効率的な会社の意思決定プロセスを形成しておりますが、その他必要に応じ、機動的に臨時の経営会議を開催し、迅速な意思の決定を行い、またその時点での最善の方策を選択できる体制を整備し、効率的な経営を目指すことといたします。
- ② 期初に年間の事業計画を策定し、目標設定を行った上で、実施状況の進捗管理を実施してまいります。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社に子会社はありませんので、本項は該当しません。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会が必要とした場合には、執行部は監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとします。

なお、監査等委員会の職務を補助する使用人の独立性の確保に関しては、監査等委員会の意見を尊重して決定するものとします。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社に重大な損失を与えるおそれのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合、その他監査等委員会が必要と認める事項について監査等委員会に報告するものとします。
- ② 監査等委員は取締役会、経営会議等の重要会議に出席し業務の執行状況を監査するものとします。
- ③ 監査等委員会は代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、会計監査人及び内部監査部門との連携を図り、適切な監査業務を遂行いたします。
- ④ 監査等委員の職務の執行に必要な費用又は債務は当社負担とし、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、担当部署において確認の上、速やかにこれに応じます。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、取引関係を含め一切の関係を遮断し、組織全体として毅然とした態度で対応することを社内倫理綱領に定め基本方針としております。万一反社会的勢力等との間で問題が発生した場合には、組織的に対応するとともに、早い段階で警察・弁護士等とも緊密な連携を取ることとしております。また、平素においても総務課を窓口として、所轄の警察署や企業防衛連絡協議会等の外部専門機関との連携を通じ、情報収集や協力体制の構築に努めております。